

15章 就労

(1) 職業相談・職業紹介・職場適応相談等

① ハローワーク（公共職業安定所） 身 知 精 難

内容	専門の職員、相談員等を配置し、職業相談、職業紹介から就職後の職場適応指導までを行っています。また、聴覚障がい者の職業相談等を行うため、手話協力員を配置しています。 (配置の日時については、各ハローワークにお問合せください。)
窓口	ハローワーク（資料編26ページ）

② 障害者職業センター 身 知 精 難

内容	障がいがある方の就職や職場に定着するための相談や、職業評価、職業準備支援(南大阪支所を除く)、ジョブコーチによる支援、また、メンタル不調で休職している方の職場復帰支援(南大阪支所を除く)等を行っています。ご利用は無料です。来所にあたっては予約をお取り下さい(障がい者手帳をお持ちでない方もご利用いただけます)。
窓口	大阪障害者職業センター TEL 06-6261-7005 FAX 06-6261-7066 同センター南大阪支所 TEL 072-258-7137 FAX 072-258-7139

③ 地域就労支援センター 身 知 精 難

内容	障がい者、若年者、中高年齢者、ひとり親家庭の親などの方々(就職困難者等)の雇用・就労に関する相談や能力開発講座などを実施しています。(事業内容等は、各市町村にお問い合わせください)
----	--

④ OSAKAしごとフィールド 身 知 精 難

内容	お仕事をお探しの方への就職活動の支援、採用をお考えの企業への支援を行う施設です。求職中の方へは、カウンセリングのほか、職場体験、就職活動のポイントが学べるセミナー等を実施しています。また、中小企業向けに採用や定着に役立つセミナー等も行っていきます。
窓口	OSAKAしごとフィールド http://shigotofield.jp/ TEL 06-4794-9198 FAX 06-6232-8581

	企業向け連絡窓口 TEL 06-6910-3765 FAX 06-6910-3781
--	--

(2) 大阪府による情報提供 (身) (知) (精)

内容	大阪府雇用推進室・障がい福祉室では、障がい者の雇用・就労に関する情報をインターネットで提供します。
窓口	<大阪府雇用推進室就業促進課> 「障がい者雇用に関するホームページ」 http://www.pref.osaka.lg.jp/koyotaisaku/syogaisyakoyo/index.html TEL 06-6360-9077 FAX 06-6360-9079 <大阪府障がい福祉室自立支援課> http://www.pref.osaka.lg.jp/keikakusuishin/syuuroushien/index.html TEL 06-6944-9178 FAX 06-6942-7215

(3) ハロートレーニング (職業訓練) (身) (知) (精)

内容	大阪障害者職業能力開発校、北大阪高等職業技術専門学校、夕陽丘高等職業技術専門学校及び委託する社会福祉法人等において、身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者、発達障がい者を対象とした訓練科目を設置して、職業訓練を行っています。入校を希望する能力開発校等の見学と相談が必要です。 また、身体・知的・精神・発達障がい者の方を対象とした1～4か月の短期の職業訓練も実施しています。
窓口	ハローワーク (資料編26ページ) 大阪障害者職業能力開発校 TEL 072-296-8311 FAX 072-296-8313 北大阪高等職業技術専門学校 TEL 072-808-2151 FAX 072-808-2152 夕陽丘高等職業技術専門学校 TEL 06-6776-9900 FAX 06-6776-9905 大阪府雇用推進室人材育成課 TEL 06-6210-9533 FAX 06-6210-9528

☆障がいのある方に関する職業訓練（障がいの種別を問いません）



- 大阪障害者職業能力開発校
(TEL 072-296-8311 FAX 072-296-8313)

科目	定員	訓練期間	入校時期	備考
<ul style="list-style-type: none"> ・CAD技術 ・Webデザイン ・OAビジネス ・オフィス実践 	15人 15人 20人 10人	1年 1年 1年 1年	4月	<ul style="list-style-type: none"> ・教科書代等の実費が必要です。 ・定員が20名以上の科目は、交通機関の学割が適用されます。 ・寮設備があります。 ・オフィス実践科は重度視覚障がいのある方も応募できる科目です。

- 社会福祉法人へ委託して実施している職業訓練（障がい者特別委託訓練）

施設名	科目	定員	訓練期間	入校時期
大阪市職業リハビリテーションセンター TEL：06-6704-7201 FAX：06-6704-7274	ICTテレワーク	5人	1年	10月

☆身体障がいのある方に関する職業訓練 (身)

- 社会福祉法人へ委託して実施している職業訓練（障がい者特別委託訓練）

障がい種別	施設名	科目	定員	訓練期間	入校時期
視覚障がい者	日本ライトハウス視覚障害リハビリテーションセンター TEL：06-6961-5521 FAX：06-6961-6268	電話交換	各2人	1年	4・10月
		会計・経営	各2人	1年	4・10月
		パソコン活用	各4人	1年	4・10月
身体障がい者	大阪市職業リハビリテーションセンター TEL：06-6704-7201 FAX：06-6704-7274	情報処理科 OA実務	10人	1年	4月
	摂津市障害者職業能力開発センター TEL：072-653-1212 FAX：072-653-0300	OA実務	各5人	1年	4・10月

●在職者等を対象とした職業訓練（テクノ講座・大阪障害者職業能力開発校）
 (TEL 072-296-8311 FAX 072-296-8313)

科目（コース名）	定員	訓練時間	実施日
ホームページ設計と操作基礎	7人	15時間	5/9・5/16・5/23
簿記の基礎	5人	15時間	5/9・5/16・5/23
オフィスソフト入門	7人	15時間	6/6・6/13・6/20
JW-CAD初級	7人	15時間	8/29・9/5・9/12
イラストレーター初級	7人	15時間	11/7・11/14・11/21
3D CAD初級	5人	15時間	6/6・6/13・6/20
3D CAD中級	5人	15時間	12/5・12/12・12/19
表計算ソフト基礎	7人	15時間	7/4・7/11・7/18
表計算ソフト実践	7人	15時間	11/7・11/14・11/21
会計ソフト入門	5人	15時間	7/4・7/11・7/18
表計算ソフト関数テクニック	7人	15時間	8/29・9/5・9/12
表計算ソフトマクロVBA初級	7人	15時間	9/26・10/3・10/10
表計算ソフトマクロVBA中級	7人	15時間	12/5・12/12・12/19
プレゼンテーションソフト実践	7人	15時間	9/26・10/3・10/10

※ 身体障がい者・知的障がい者・精神障がい者ともに共通の訓練科目です。

※ すべての講座に手話通訳が付きます。

●短期の職業訓練（障がい者の多様なニーズに対応した委託訓練）

大阪府雇用推進室人材育成課

(TEL 06-6210-9531 FAX 06-6210-9528)

障がい種別	科 目	備 考
身体障がい	①総務・経理事務科（3か月） ②経理・会計事務科（3か月） ③在宅ワーク基礎科（3か月） ④Javaプログラミング基礎科（3か月） ⑤職場実践科（1か月） ⑥パソコン入力を中心とした事務職の基礎訓練科（1か月） ⑦在職者訓練〔通所型・指導員派遣型〕（個々に設定）	・訓練期間は1～3か月です ・②～④はeラーニング（スクリーニングあり）です。 ・受講料は無料です ・申込（⑦以外）は各ハローワークまで（資料編26ページ） ・⑦・⑨・⑩は人材育成課までお問い合わせください
視覚障がい	⑤職場実践科（1か月） ⑧視覚障がい者向けPC活用科（3か月） ⑨在職者訓練〔指導員派遣型〕（個々に設定）	
聴覚障がい	⑤職場実践科（1か月） ⑩在職者訓練〔通所型〕（個々に設定）	

☆知的障がいのある方に関する職業訓練 ㊦

●大阪障害者職業能力開発校

(TEL 072-296-8311 FAX 072-296-8313)

科目	定員	訓練期間	入校時期	備考
ワークサービス	25人	1年	4月	<ul style="list-style-type: none"> 教科書代等の実費が必要です。 交通機関の学割が適用されます。

●北大阪高等職業技術専門学校

(TEL 072-808-2151 FAX 072-808-2152)

科目	定員	訓練期間	入校時期	備考
ワークトレーニング	20人	1年	4月	<ul style="list-style-type: none"> 教科書代等の実費が必要です。 交通機関の学割が適用されます。

●夕陽丘高等職業技術専門学校

(TEL 06-6776-9900 FAX 06-6776-9905)

科目	定員	訓練期間	入校時期	備考
ワークアシスト	20人	1年	10月	<ul style="list-style-type: none"> 教科書代等の実費が必要です。 交通機関の学割が適用されます。

●社会福祉法人へ委託して実施している職業訓練（障がい者特別委託訓練）

施設名	科目	定員	訓練期間	入校時期
摂津市障害者職業能力開発センター TEL 072-653-1212 FAX 072-653-0300	実務作業	10人	1年	4月
大阪市職業リハビリテーションセンター TEL : 06-6704-7201 FAX : 06-6704-7274	ワーキングスキル	15人	1年	4月
	情報処理科 ビジネスパートナー	13人	1年	4月

大阪INA職業支援センター TEL 072-729-7021 FAX 072-729-8041	パン・菓子製造	15人	1年	4月
	園芸	10人	1年	4月
	グリーン ハーベスト	5人	1年	4月
大阪市職業指導センター TEL 06-6685-9075 FAX 06-6685-8064	総合流通	15人	1年	4月

- 在職者等を対象とした職業訓練（テクノ講座・大阪障害者職業能力開発校）
☆身体障がいのある方に関する職業訓練欄（127ページ）参照
- ※ 身体障がい者・知的障がい者・精神障がい者ともに共通の訓練科目です。

- 短期の職業訓練（障がい者の多様なニーズに対応した委託訓練）
大阪府雇用推進室人材育成課
（TEL 06-6210-9531 FAX 06-6210-9528）

科 目	備 考
①組立・物流科（3か月） ②作業習得科（3か月） ③介護職員初任者研修科（5か月） ④パソコン事務科（4か月） ⑤紙器加工・グリーン農園科（4か月） ⑥職場実践科（1か月） ⑦パソコン入力を中心とした事務職の基礎訓練科（1か月） ⑧在職者訓練〔通所型・指導員派遣型〕（個々に設定）	<ul style="list-style-type: none"> ・訓練期間は1～5か月です。 ・③～⑤は職場実習付き訓練です。 ・受講料は無料です。 ・申込（⑧以外）は各ハローワークまで（資料編26ページ） ・⑧は人材育成課までお問い合わせください

☆精神障がいのある方に関する職業訓練

●大阪障害者職業能力開発校

(TEL 072-296-8311 FAX 072-296-8313)

科目	定員	訓練期間	入校時期	備考
職域開拓	各10人	6か月	4・10月	教科書代等の実費が必要です。

●夕陽丘高等職業技術専門学校

(TEL 06-6776-9900 FAX 06-6776-9905)

科目	定員	訓練期間	入校時期	備考
ジョブステップ	各5人	6か月	4・10月	教科書代等の実費が必要です。

●社会福祉法人へ委託して実施している職業訓練（障害者特別委託訓練）

施設名	科目	定員	訓練期間	入校時期
大阪市職業リハビリテーションセンター TEL 06-6704-7201 FAX 06-6704-7274	ワークアドバンスト	7人	1年	4月

●在職者等を対象とした職業訓練（テクノ講座・大阪障害者職業能力開発校）

☆身体障がいのある方に関する職業訓練欄（127ページ）参照

※ 身体障がい者・知的障がい者・精神障がい者ともに共通の訓練科目です。

●短期の職業訓練（障がい者の多様なニーズに対応した委託訓練）

大阪府雇用推進室人材育成課

(TEL 06-6210-9531 FAX 06-6210-9528)

科目	備考
①介護職員初任者養成研修科（3か月） ②総務・経理事務科（3か月） ③紙器部工・グリーン農園科（4か月） ④経理・会計事務科（3か月） ⑤在宅ワーク基礎科（3か月） ⑥Javaプログラミング基礎科（3か月） ⑦職場実践科（1か月） ⑧パソコン入力を中心とした事務職の基礎訓練科（1か月） ⑨在職者訓練[通所型・指導員派遣型]（個々に設定）	<ul style="list-style-type: none"> ・訓練期間は、1～4か月です。 ・③は職場実習付き訓練です。 ・④～⑥はeラーニング（スクーリングあり）です。 ・受講料は無料です。 ・申込（⑨以外）は各ハローワークまで（資料編26ページ） ・⑨は人材育成課までお問い合わせください

☆発達障がいのある方に関する職業訓練 精

●大阪障害者職業能力開発校

(TEL 072-296-8311 FAX 072-296-8313)

科目	定員	訓練期間	入校時期	備考
Jobチャレンジ	各5人	6か月	4・10月	教科書代等の実費が必要です。

●夕陽丘高等職業技術専門学校

(TEL 06-6776-9900 FAX 06-6776-9905)

科目	定員	訓練期間	入校時期	備考
キャリアチャレンジ	各5人	6か月	4・10月	教科書代等の実費が必要です。

●社会福祉法人へ委託して実施している職業訓練（障がい者特別委託訓練）

施設名	科目	定員	訓練期間	入校時期
大阪市職業リハビリテーションセンター TEL 06-6704-7201 FAX 06-6704-7274	ジョブ・コミュニケーション	5人	1年	4月

●短期の職業訓練（障がい者の多様なニーズに対応した委託訓練）

大阪府雇用推進室人材育成課

(TEL 06-6210-9531 FAX 06-6210-9528)

科目	備考
①総務・経理事務科（3か月） ②組立・物流科（3か月） ③作業習得科（3か月） ④パソコン事務科（4か月） ⑤紙器加工・グリーン農園科（4か月） ⑥経理・会計事務科（3か月） ⑦在宅ワーク基礎科（3か月） ⑧Javaプログラミング基礎科（3か月） ⑨職場実践科（1か月） ⑩パソコン入力を中心とした事務職の基礎訓練科（1か月） ⑪在職者訓練〔通所型・指導員派遣型〕（個々に設定）	・訓練期間は1～4か月です。 ・④及び⑤は職場実習付き訓練です。 ・受講料は無料です ・⑥～⑧はeラーニング（スクーリングあり）です。 ・申込（⑪以外）は各ハローワークまで（資料編26ページ） ・⑪は人材育成課までお問い合わせください

(4) 障害者就業・生活支援センター (身) (知) (精) (難)

内容	就業及びそれに伴う日常生活上の支援を必要とする障がいのある方に対し、地域の福祉関係機関や雇用関係機関、企業などと連携をとりつつ、センター窓口での相談や職場・家庭訪問等により、一体的な相談支援を実施します。
窓口	障害者就業・生活支援センター（資料編37ページ）

(5) 職場適応援助者（ジョブコーチ）による支援事業 (身) (知) (精) (難)

内容	就職または職場に適応する上で課題のある障がいのある方に対して、職場にうまく適応できるようジョブコーチが事業所に出向き支援します。 ジョブコーチは、障がいのある方に対しては、作業の習得や円滑なコミュニケーションを図れるよう支援するとともに、事業所の担当者に対しては、障がい特性を踏まえた支援方法や接し方などを伝え、円滑な職場適応を図ります。
窓口	大阪障害者職業センター TEL 06-6261-7005 FAX 06-6261-7066 同センター南大阪支所 TEL 072-258-7137 FAX 072-258-7139

(6) 聴覚障がい者等ワークライフ（職業生活）支援事業 (身)

内容	就職や働き続ける上での相談やトラブル解決への支援を行います。
対象者	聴覚障がい者等
窓口	大阪聴力障害者協会（資料編42ページ）

(7) 視覚障がい者施術者講習会 (身)

内容	施術に関する知識技能習得のための講習会を行っています。
対象者	視覚障がい者であんま・マッサージ・指圧・はり・きゅうの施術者
窓口	大阪府視覚障害者福祉協会（資料編42ページ）

(8) 大阪府 ITステーション (身) (知) (精) (難)

内容	<p>障がい者の雇用・就労の支援拠点である、大阪府 ITステーションでは、ITを活用した一般就労や在宅就労をめざす障がい者を対象に IT講習や訓練を実施し、利用者と企業の橋渡しを行っています。</p> <p>また、市町村や福祉施設で実施している IT講習会や IT個人指導のボランティアとして活躍していただく ITサポーターを養成し、障がい者のデジタルデバイドを解消する取り組みも行っています。</p> <p>(ITサポーターの養成については165ページ)</p>
窓口	<p>大阪府 ITステーション 大阪市天王寺区上汐4-4-1 夕陽丘高等職業技術専門校内 (1階、2階) 大阪メトロ谷町線、千日前線「谷町九丁目駅」下車 3番出口 (エレベーター有) 南へ約550m TEL 06-6776-1222 (代表) FAX 06-6776-1224 ホームページ http://www.itsapoot.jp/ E-mail shien@itsapoot.jp</p>

(9) 売店の設置の許可 (身)

内容	<p>身体障がい者が国や地方公共団体が設置する公共施設内に売店の設置を希望するときは、優先的に扱われます。</p>
窓口	<p>居住地の福祉事務所もしくは町村障がい福祉担当課 (資料編1ページ) または施設の管理者</p>

(10) 製造たばこの小売販売業の許可 (身)

内容	<p>身体障がい者がたばこ事業法による製造たばこの小売販売業の許可を申請する場合、許可の基準が一部緩和されます。</p>
窓口	<p>近畿財務局理財第2課 TEL : 06-6949-6368 FAX : 06-6949-0204</p>

(11) 社会生活適応訓練事業 (精)

内容	<p>大阪府が認めた協力事業所に通所し、就労訓練、社会経験を通じて自立を図ることを目的とした制度で、社会参加コースもしくは就労準備コースが選択できます。</p> <p>原則6ヶ月単位の訓練ですが、延長を希望し、かつ成果が期待できると知事が認めた場合は、社会参加コースと就労準備コースの併用により最長で2年まで訓練が受けられます。</p> <p>(ア) 社会参加コース</p> <ul style="list-style-type: none"> ・訓練期間：6ヶ月～最長1年（※3ヶ月からの申込みも可能） ・訓練日数：週1日から可能 <p>(イ) 就労準備コース</p> <ul style="list-style-type: none"> ・訓練期間：6ヶ月～最長1年 ・訓練日数：週3日以上、1日4時間以上の訓練が目安
窓口	<p>大阪府福祉部障がい福祉室 自立支援課 就労・IT支援グループ TEL 06-6944-9178 未実施市町村：大阪市、堺市</p>

(12) 援護・助成制度等 (身) (知) (精) (難)

※対象の障がいには制度によって異なります

① 障がい者に対する援護制度	137ページ
② 障がい者を雇用する事業主に対する助成制度	140ページ
③ 障害者雇用納付金制度に基づく各種助成金	141ページ
●障害者作業施設設置等助成金	141ページ
●障害者福祉施設設置等助成金	142ページ
●障害者介助等助成金	143ページ
●重度障害者等通勤対策助成金	146ページ
●重度障害者多数雇用事業所施設設置等助成金	149ページ
④ 障害者職場実習支援事業	150ページ
⑤ 障害者雇用納付金制度に基づく各種調整金・報奨金等	151ページ

① 障がい者に対する援護制度 (身) (知) (精)

援護処置	内容	金額等	窓口
<p>一般求職者 給付 (基本手当)</p>	<p>離職日以前の2年間に11日以上働いた完全な月が12ヶ月以上(倒産・解雇や期間の定めのある労働契約が更新されなかったこと等による離職の場合は、離職日以前の1年間に11日以上働いた完全な月が6ヶ月以上でも可)ある雇用保険被保険者が失業した場合に支給する。(令和2年8月1日以降に離職した方について、11日以上働いた完全な月が12ヶ月または6ヶ月(倒産・解雇等による離職の場合)ない場合は、80時間以上働いた完全な月を1ヶ月として計算する。) また公共職業安定所長の指示を受けて公共職業訓練等を受講する場合等に給付日数の延長を行う処置もある。</p>	<p>基本手当 日額 2,059円 ~ 8,370円 (R2.8.1現在) 所定給付日数： 1. 離職時の年齢が満45歳未満の場合 ・被保険者であった期間が1年未満で 150日 ・被保険者であった期間が1年以上で 300日 2. 離職時の年齢が満45歳以上65歳未満の場合 ・被保険者であった期間が1年未満で 150日 ・被保険者であった期間が1年以上で 360日</p>	<p>ハローワーク</p>
<p>技能 習得手当</p>	<p>雇用保険受給資格者が公共職業安定所長の指示を受けて公共職業訓練等を受講する場合、基本手当に加えて支給する。</p>	<p>受講手当 日額 500円 (40日を限度) 通所手当 月額上限42,500円 限度</p>	<p>ハローワーク</p>

<p>寄宿手当</p>	<p>雇用保険受給資格者が公共職業安定所長の指示を受けて公共職業訓練等を受講するため、その者により生計を維持されている同居の親族と別居して寄宿する場合、基本手当に加えて支給する。</p>	<p>月額 10,700円</p>	<p>ハローワーク</p>
<p>就業促進 手当</p>	<p>雇用保険受給資格者が再就職し、一定の要件を満たした場合に支給する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 就業手当 常用雇用以外の形態（臨時・期間雇用等）で就業した場合に各就業日（または雇用期間の各日）について基本手当日額の30%を支給 • 再就職手当 安定した職業に就いた場合に所定給付日数の支給残日数の60%または70%の日数に基本手当日額を乗じた額を支給 	<p>ハローワーク</p>

<p>就業促進 手当</p>	<p>雇用保険受給資格者が再就職し、一定の要件を満たした場合に支給する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 就業促進定着手当 再就職手当を受けた方が、引き続きその再就職先に6ヶ月以上雇用され、かつ再就職先で6ヶ月間の間に支払われた賃金の一日あたりの額（A）が雇用保険の給付を受ける直前の賃金日額（B）に比べて低下している場合、$(B-A) \times$再就職先の日から6ヶ月における賃金の支払いの基礎となった日数（基本手当日額\times基本手当の支給残日数に相当する日数$\times 40\%$（※再就職手当の給付率が70%の場合は30%）の上限あり）を支給 • 常用就職支度手当 再就職手当の支給を受けられない場合に、支給残日数に応じて基本手当の36日分を限度に支給。ただし、所定給付日数が270日以上の方については基本手当の36日分を支給 <p>※就業促進手当にかかる基本手当日額には「60歳未満：6,195円、60歳以上65歳未満：5,013円（R2.8.1現在）」の上限額が定められています。</p>	<p>ハ ロ ウ ワ ー ク</p>
<p>訓練手当</p>	<p>一定の要件を満たす者が公共職業安定所長の指示を受けて公共職業訓練等を受講する場合に支給する。</p>	<p>基本手当 日額 3,530円～4,310円 受講手当 日額 500円 （40日分を限度とする） 通所手当 月額 42,500円限度 寄宿手当 月額 10,700円</p>	<p>ハ ロ ウ ワ ー ク</p>

② 障がい者を雇用する事業主に対する助成制度 身 知 精 難

援護処置	内容	金額等	窓口
<p>特定求職者雇用開発助成金（特定就職困難者コース）</p>	<p>ハローワーク（公共職業安定所）もしくは地方運輸局、または職業安定局長の定める項目に同意し、都道府県労働局長に同意書の提出を行った職業紹介事業者等の紹介により障がい者等を継続して雇用する労働者として雇い入れた事業主に対して支給する。</p>	<p>① 重度もしくは45歳以上の身体・知的障がい者、精神障がい者の場合、大企業は100万円（18ヶ月）、中小企業は240万円（36ヶ月）</p> <p>② ①以外の身体・知的障がい者の場合、大企業は50万円（12ヶ月）、中小企業は120万円（24ヶ月）</p> <p>③ ①②のうち短時間労働者の場合、大企業は30万円（12ヶ月）、中小企業は80万円（24ヶ月）</p> <p>※（ ）内は助成対象期間</p>	<p>大阪労働局 センター 助成金</p> <p>06 (7669) 8900</p>
<p>特定求職者雇用開発助成金（発達障害者・難治性疾患患者雇用開発コース）</p>	<p>ハローワーク（公共職業安定所）もしくは地方運輸局、または職業安定局長の定める項目に同意し、都道府県労働局長に同意書の提出を行った職業紹介事業者等の紹介により、発達障害者支援法第2条に規定する発達障がい者、難病のある方（所定の疾患（361疾患）のある方）を継続して雇用する労働者として雇い入れ、対象労働者の雇用管理事項を報告する事業主に対して支給する。</p>	<p>・大企業は50万円（12ヶ月）、中小企業は120万円（24ヶ月）</p> <p>・短期間労働者の場合大企業は30万円（12ヶ月）、中小企業は80万円（24ヶ月）</p> <p>※（ ）内は助成対象期間</p>	<p>大阪労働局 センター 助成金</p> <p>06 (7669) 8900</p>

③ 障害者雇用納付金制度に基づく各種助成金 身 知 精

窓口	独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構 大阪支部 高齢・障害者窓口サービス課 http://www.jeed.or.jp/location/shibu/osaka/ TEL 06-7664-0722 FAX 06-7664-0364
----	--

●障害者作業施設設置等助成金 身 知 精

(作業施設・作業設備等の整備を行う事業主の方への助成金)

障がい者を労働者として雇い入れるか継続して雇用している事業主が、その障がい者が障がいを克服し、作業を容易にするために配慮された作業施設または設備(以下「作業施設等」といいます。)の設置または整備を行う場合に、その費用の一部を助成するものです。

助成金名	対象となる障がい者	助成率	限度額	支給期間
①第1種作業施設設置等助成金 ●作業施設等の設置または整備	・身体障がい者 ・知的障がい者 ・精神障がい者 ※上記の障がい者である在宅勤務者	2/3	・障がい者1人につき450万円 (作業施設、附帯施設、作業設備の合計) ※作業設備の場合 障がい者1人につき150万円 (中途障がい者の場合は1人につき450万円) ・短時間労働者(重度身体障がい者、重度知的障がい者、または精神障がい者を除く)である場合の限度額は1人につき上記の半額 (1事業所あたり一会計年度につき合計4,500万円)	

②第2種作業施設設置等助成金 ●作業施設等の賃借	<前述のとおり>	2/3	・障がい者1人につき月13万円 ※作業設備の場合 障がい者1人につき月5万円 (中途障がい者の場合は1人につき13万円) ・短時間労働者(重度身体障がい者、重度知的障がい者または精神障がい者を除く)である場合の限度額は1人につき上記の半額	3年間
---------------------------------	----------	-----	---	-----

(注) 認定申請書の提出期限：①の助成金…作業施設等の設置・整備に係る契約(発注) 予定日の前日まで、かつ、対象となる障がい者の雇入れ日から起算して6か月以内 その他要件有り
 ②の助成金…作業施設等の賃借契約日の翌日から起算して3か月後まで

●障害者福祉施設設置等助成金 (身) (知) (精)

(福利厚生施設の整備を行う事業主の方への助成金)

障がい者を労働者として継続して雇用している事業主またはその事業主が加入している事業主の団体が、障がい者である労働者の福祉の増進を図るため、障がい者が利用できるよう配慮された保健施設、給食施設、教養文化施設等の福利厚生施設(以下「福祉施設等」といいます。)の設置または整備を行う場合に、その費用の一部を助成するものです。

対象となる障がい者	助成率	限度額
・身体障がい者 ・知的障がい者 ・精神障がい者 ※上記の障がい者である在宅勤務者	1/3	・障がい者1人につき225万円 ・短時間労働者(重度身体障がい者、重度知的障がい者または精神障がい者を除く)である場合の限度額は1人につき上記の半額 (1事業所または事業主の団体1団体あたり一会計年度につき合計2,250万円)

(注) 認定申請書の提出期限：福祉施設等の設置・整備に係る契約(発注) 予定日の前日まで

●障害者介助等助成金 (身) (知) (精)

(雇用管理のために必要な介助等の措置を行う事業主の方への助成金)

障がい者を労働者として雇い入れるか継続して雇用している事業主が、障がいの種類や程度に応じた適切な雇用管理のために必要な介助等の措置を実施する場合に、その費用の一部を助成するものです。

助成金名	対象となる障がい者	助成率	限度額	支給期間
①職場介助者の配置または委嘱助成金 ●事務的な業務に従事する視覚障がい者、四肢機能障がい者の業務遂行のために必要な職場介助者の配置または委嘱	<ul style="list-style-type: none"> ・ 2級以上の視覚障がい者 ・ 2級以上の両上肢機能障がい及び2級以上の両下肢機能障がいを重複する者 ・ 3級以上の乳幼児期以前の非進行性の脳病変による上肢機能障がい及び3級以上の乳幼児期以前の非進行性の脳病変による移動機能障がいを重複する者 ※上記の障がい者である在宅勤務者	3/4	<ul style="list-style-type: none"> ・ 配置1人 月15万円 ・ 委嘱1人 1回1万円 年150万円まで 	10年間
●事務的業務以外の業務に従事する視覚障がい者の業務遂行のために必要な職場介助者の委嘱			<ul style="list-style-type: none"> ・ 委嘱1人 1回1万円 年24万円まで 	
②職場介助者の配置または委嘱の継続措置に係る助成金 ●事務的な業務に従事する視覚障がい者、四肢機能障がい者の業務遂行のために必要な職場介助者の配置または委嘱の継続		2/3	<ul style="list-style-type: none"> ・ 配置1人 月13万円 ・ 委嘱1人 1回9千円 年135万円まで 	5年間

<p>●事務的業務以外の業務に従事する視覚障がい者の業務遂行のために必要な職場介助者の委嘱の継続</p>	<p><前述のとおり></p>	<p>2/3</p>	<p>・委嘱1人 1回9千円 年22万円まで</p>	<p>5年間</p>
<p>③手話通訳・要約筆記等担当者の委嘱助成金 ●聴覚障がい者の雇用管理に必要な手話通訳・要約筆記等担当者の委嘱</p>	<p>・6級以上の聴覚障がい者</p>	<p>3/4</p>	<p>・委嘱1人 1回6千円 年28万8千円まで (障がい者9人までの場合)</p>	<p>10年間</p>

(注) 認定申請書の提出期限：①、③の助成金・配置または委嘱する日の前日まで
対象となる障がい者の雇入れ日から1年を経過している場合は、やむを得ない理由があると認められる場合のみ申請可（雇入れ日から10年以内）

②の助成金・①の助成金の支給期間の終了する日の前日まで

助成金名	対象となる措置	支給額	支給回数
<p>④障害者相談窓口担当者の配置助成金 ●障害者の合理的配慮に係る相談等に応じる者の増配置または委嘱</p>	<p>新たに障がい者相談窓口担当者を「増配置」</p>	<p>・専従の場合（2名まで） 1名につき 月額8万円（最大6か月） ・兼任の場合（5名まで） 1名につき 月額1万円（中小企業：最大12か月、その他：最大6か月） ・専従、兼任ともに窓口担当者の給与月額に応じた支給制限あり。</p>	<p>1回</p>

	<p>障がい者相談窓口担当者が研修を受講</p>	<p>研修等の受講費の3分の2 （最大20万円） 1名につき時間額700円 （上限月10時間かつ10名 まで） ※上記“新たに障がい者相 談窓口担当者を「増配 置」”に係る助成金の支給 を受ける場合は支給しな い。</p>	
	<p>相談窓口業務等を専門機 関に委託</p>	<p>委託経費として支払った額 の3分の2 （上限月額10万円かつ最大 6か月）</p>	

（注）認定申請書の提出期限：対象となる措置を行おうとする日の前日まで

●重度障害者等通勤対策助成金 (身) (知) (精)

(通勤を容易にするための措置を行う事業主の方への助成金)

重度身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者または通勤が特に困難と認められる身体障がい者を労働者として雇い入れるまたは継続して雇用する事業主、またはこれらの重度障がい者等を雇用している事業主を構成員とする事業主の団体が、これらの者の通勤を容易にするための措置を行う場合にその費用の一部を助成するものです。

助成金名	対象となる障がい者	助成率	限度額	支給期間
①住宅の賃借助成金 ●対象障がい者用の住宅の賃借	<ul style="list-style-type: none"> ・重度身体障がい者 ・3級の体幹機能障がい者 ・3級の視覚障がい者 ・3級または4級の下肢障がい者 	3/4	<ul style="list-style-type: none"> ・世帯用 月10万円 ・単身者用 月 6万円 	10年間
②指導員の配置助成金 ●対象障がい者用住宅への指導員の配置(事業主の団体を含む)	<ul style="list-style-type: none"> ・3級または4級の乳幼児期以前の非進行性の脳病変による移動機能障がい者 ・5級の下肢障がい、体幹機能障がい、乳幼児期以前の非進行性の脳病変による移動機能障がいのいずれか2つ以上重複する者 		<ul style="list-style-type: none"> ・配置1人 月15万円 	
③住宅手当の支払助成金	<ul style="list-style-type: none"> ・知的障がい者 ・精神障がい者 		<ul style="list-style-type: none"> ・障がい者1人 月6万円 	
④通勤用バスの購入助成金 ●対象障がい者のための通勤用バスの購入(事業主の団体を含む)	※「②指導員の配置」「④通勤用バスの購入」「⑥通勤用バス運転従事者の委嘱」については、対象障がい者が5人以上であることが必要		<ul style="list-style-type: none"> ・バス1台 700万円 	—

<p>⑤通勤用バス運転 従事者の委嘱 助成金</p> <p>●対象障がい者の ための通勤用 バスの運転に 従事する者の 委嘱（事業主の 団体を含む）</p>	<p><前述のとおり></p>	<p>3/4</p>	<p>・委嘱1人 1回6,000円</p>	<p>10 年間</p>
<p>⑥通勤援助者の 委嘱助成金</p> <p>●対象障がい者の 通勤を容易に するために 指導、援助等 を行う通勤援助者 の委嘱</p>			<p>・委嘱1人 1回2,000円 ・交通費 1認定3万円</p>	<p>1月間</p>
<p>⑦駐車場の賃借 助成金</p> <p>●自ら運転する 自動車により 通勤することが 必要な対象 障がい者に使用 させるための 駐車場の賃借</p>			<p>・障がい者1人 月5万円</p>	<p>10 年間</p>

<p>⑧通勤用自動車の購入助成金</p> <p>●自ら運転する自動車により通勤することが必要な対象障がい者を使用させるための通勤用自動車の購入</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・2級以上の上肢障がい者 ・2級以上の乳幼児期以前の非進行性の脳病変による上肢機能障がい者 ・3級以上の体幹機能障がい者 ・3級以上の心臓、じん臓もしくは呼吸器またはぼうこうもしくは直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫もしくは肝臓の機能の障がいのある者 ・4級以上の下肢障がい者 ・4級以上の乳幼児期以前の非進行性の脳病変による移動機能障がい者 ・5級の下肢障がい、体幹機能障がい、乳幼児期以前の非進行性の脳病変による移動機能障がいのいずれか2つ以上重複する者 	<p>3/4</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・購入 1台 150万円 (1級または2級の両上肢障がい者の場合は1台250万円) 	<p>—</p>
---	---	------------	---	----------

(注) 認定申請書の提出期限：④、⑧の助成金…購入に係る契約（発注）予定日の前日まで

①、⑦の助成金…住宅、駐車場の賃貸借契約日の翌日から起算して3か月後まで

②、⑤、⑥の助成金…配置または委嘱する日の前日まで

③の助成金…住宅手当を初めて支払った日の翌日から起算して3か月後まで

※⑥以外の助成金…上記の期限かつ、雇入れ日から起算して6か月以内 その他要件有り

●**重度障害者多数雇用事業所施設設置等助成金** (身) (知) (精)

(障がい者を多数継続雇用し施設等の整備等を行う事業主の方への助成金)

重度身体障がい者、知的障がい者または精神障がい者を労働者として多数継続して雇用し、かつ、安定した雇用を継続することができると認められる事業主で、これらの障がい者のために事業施設等の整備を行い、モデル性が認められる場合に、その費用の一部を助成するものです。

助成金名	対象となる障がい者	助成率	限度額	支給期間
●対象障がい者のための事業施設等の設置または整備	<ul style="list-style-type: none"> ・重度身体障がい者 ・知的障がい者（重度でない知的障がい者である短時間労働者を除く） ・精神障がい者 	2/3	<ul style="list-style-type: none"> ・1認定5千万円 （同一事業所に対する支給額との合計額は1億円を限度） 	—
※利息助成 ●上記の事業施設等の設置または整備に要する費用に充てるため、銀行または信用金庫から資金を借入	※対象障がい者を1年を超えて継続して10人以上雇用し、雇用労働者数に占める対象障がい者数の割合が2/10以上であることが必要			5年間

④ 障害者職場実習支援事業 (身 知 精)

(障がい者を雇用したことがない事業主の方への支援事業)

障がい者を雇用したことがない事業主、または初めて精神障がい者を雇用しようとする事業主が、障がい者の受入を進めるために、公共職業安定所等と協力して雇入れを前提とした一定期間の職場実習を計画し、障がいのある実習生を受け入れる場合に職場実習受入謝金等を支給する支援事業です。

対象となる障がい者	対象となる措置	支給額	支給回数
<p>①過去3年間、障がい者の雇用実績がない事業主の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・身体障がい者 ・知的障がい者 ・精神障がい者 	<p>職場実習の受入</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実習期間 1週間～1か月 (5～20日間程度) ・1日当りの実習時間 3時間程度から所定労働時間以内 	<p>職場実習受入謝金</p> <p>実習対象者1名につき 1日 5,000円</p> <p>限度額 同一年度で50万円</p>	
<p>②過去3年間、精神障がい者の雇用実績がない事業主の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・精神障がい者 <p>(※) 同時期に実施できる実習対象者は、実習を指導する者1名につき3名まで</p>	<p>実習指導員(※)の委嘱 (※) 実習指導員の要件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職場適応援助者養成研修修了者で、障がい者に対する就労支援の経験が1年以上ある方 ・就労支援機関等または民間企業において障がい者に対する就労支援や雇用管理の経験が3年以上ある方 	<p>実習指導員への謝金</p> <p>1日 16,000円</p> <p>1日の支援時間が4時間未満の場合 8,000円</p>	<p>同一年度2回まで</p>

(注1) 認定申請書の提出期限：職場実習を開始しようとする日の1か月前まで

(注2) 保険料：実習期間中の実習対象者に対する傷害保険及び損害賠償保険は、その実費を支給します。

⑤ 障害者雇用納付金制度に基づく各種調整金・報奨金等   

内容

1. 障害者雇用納付金制度の概要

「障害者の雇用の促進等に関する法律」では「障害者雇用率制度」が設けられており、事業主は、その「常時雇用している労働者数」の2.2%以上の障がい者を雇用しなければなりません。

障がい者を雇用するには、作業施設や設備の改善、特別の雇用管理等が必要となるなど障がいのない人の雇用に比べて一定の経済的負担を伴うこともあり、「障害者雇用率制度」に基づく雇用義務を守っている企業とそうでない企業とでは、経済的負担のアンバランスが生じます。

障がい者の雇用に関する事業主の社会連帯責任の円滑な実現を図る観点から、この経済的負担を調整するとともに、障がい者の雇用の促進等を図るため、事業主の共同拠出による「障害者雇用納付金制度」が設けられています。

2. 障害者雇用納付金の徴収

常時雇用している労働者数が100人を超える障がい者雇用率（2.2%）未達成の事業主は、法定雇用障がい者数に不足する障がい者数に応じて1人につき月額50,000円の障害者雇用納付金を納付しなければならないこととされています。

3. 障害者雇用調整金・報奨金

(1) 障害者雇用調整金の支給

常時雇用している労働者数が100人を超える事業主で障害者雇用率（2.2%）を超えて障がい者を雇用している場合は、その超えて雇用している障がい者数に応じて1人につき月額27,000円の障害者雇用調整金が支給されます。

(2) 報奨金の支給

常時雇用している労働者数が100人以下の事業主で、各月の雇用障がい者数の年度間合計数が一定数（各月の常時雇用している労働者数の4%の年度間合計数又は72人のいずれか多い数）を超えて障がい者を雇用している場合は、その一定数を超えて雇用している障がい者の人数に21,000円を乗じて得た額の報奨金が支給されます。

4. 在宅就業障害者特例調整金・報奨金

(1) 在宅就業障害者特例調整金の支給

障害者雇用納付金申告もしくは障害者雇用調整金申請事業主であって、前年度に在宅就業障がい者又は在宅就業支援団体に対し仕事を発注し、業務の対価を支払った場合は、「調整額（21,000円）」に「事業主が当該年度に支払った在宅就業障がい者への支払い総額を評価額（35万円）で除して得た数」を乗じて得た額の在宅就業障害者特例調整金が支給されます。

なお、法定雇用率未達成企業については、在宅就業障害者特例調整金の額に依りて、障害者雇用納付金が減額されます。

(2) 在宅就業障害者特例報奨金の支給

報奨金申請事業主であって、前年度に在宅就業障がい者又は在宅就業支援団体に対し仕事を発注し、業務の対価を支払った場合は、「報奨額（17,000円）」に「事業主が当該年度に支払った在宅就業障がい者への支払い総額を評価額（35万円）で除して得た数」を乗じて得た額の在宅就業障害者特例報奨金が支給されます。

5 特例給付金

特に短い時間で働けることができる障がい者である労働者を雇用する事業主に対する支援として、申請対象期間に雇用していた対象障がい者の人月に7,000円を乗じた額を“特例給付金”として支給されます（常用雇用労働者100人以下事業主の場合は、5,000円を乗じる。）。

支給対象となる障がい者は、①障がい者手帳等を持つ者、②1年を超えて雇用される障がい者（見込みを含む）、③週所定労働時間が10時間以上20時間未満の障がい者となります。

6. 障がい者の法定雇用率について

平成30年4月1日から、障がい者の法定雇用率は以下のとおりとなっています。

事業主区分	法定雇用率
民間企業	2. 2%
国、地方公共団体等	2. 5%
都道府県等の教育委員会	2. 4%

※平成30年4月から3年を経過する日より前に、更に0.1%引き上げられることとなっております。